



## 兄弟姉妹の扶養義務って？

弁護士 東 麗子

Aさんは、現在妻と未成年の子と暮らしていますが、20年以上音信不通の兄がいます。兄には、Aさん以外に身寄りがいせん。その兄について、福祉事務所から、生活保護申請があったとの通知がきました。この場合、Aさんは兄の生活の面倒もみなければならぬのでしょうか。

### ◆—解説

2013年の生活保護法の改正により、生活保護申請があった場合に、福祉事務所は、申請者の扶養義務者に対し、生活保護申請があったことを通知しなければならず（ただし、虐待やDVなど特別な事情がある場合は除く）、また、扶養義務者に対して資産や収入の状況について報告を求めることができ、更に扶養義務者の資産・収入等について官公署に資料の提供や報告を求められるようになります（もっとも、扶養義務者がいる場合に、扶養を受けていることが保護開始の要件とされたわけではありません）。

本件の場合、福祉事務所から、Aさんを扶養義務者として通知がきましたが、そもそも、扶養義務は誰が誰に対して負うのでしょうか。扶養義務については、民法877条以降に規定があり、原則として扶養義務を負うのは直系血族と兄弟姉妹です。

直系血族とは、祖父母、父母、子、孫等、いわゆる相続関係図の縦のラインで繋がっている親族です。この直系血族及び兄弟姉妹には養子も、また父母の一方を同じくする場合であっても含まれますし、嫡出子かどうかを問いません。

直系血族及び兄弟姉妹の他にも、特別の事情があるときは、家庭裁判所の審判によって、三親等内の親族間において扶養義務を負わせることもあります。三親等内の親族の場合、血族、姻族を問いません。今回のAさんの場合、兄ですから、Aさんは法律上扶養義務を負っている、ということになります。

もっとも、一口に扶養義務といっても、未成年の子に対する親の扶養義務と成年同士の兄弟姉妹の扶養義務を同じように考えることはできず、扶養義務の程度は関係性によって差があります。扶養義務は一般的に「生活保持義務」と「生活扶助義務」に区別され、「生活保持義務」の場合、扶養義務者は扶養権利者に対し、扶養義務者と同じ水準の生活を維持しなければなりません。生活扶助義務の場合、扶養義務者は、自身に余力がある場合に、その余力の範囲内で、扶養権利者を扶養する義務を負うに過ぎません。未成年の子に対する親の扶養義務は「生活保持義務」ですが、兄弟姉妹や、親と成年の子との間の扶養義務は「生活扶助義務」とされています。

扶養するとなった場合、実際の扶養の方法は、金銭による扶養、現物を給付することによる扶養、引取による扶養がありますが、生活扶助義務の場合は原則として、金銭による扶養になります。Aさんが扶養するとなった場合、その金額については、権利者である兄と、義務者であるAさんの協議で決めることとなりますが、当事者同士で決まらなければ、家庭裁判所に申し出て定めることができ、裁判所はこの金額について、「原則として、被扶養者の生活を維持するために必要である最低生活費（生活保護基準額等を参考にするのが相当である。）から同人らの収入を差し引いた額を超えず、かつ、扶養義務者らの余力の範囲内の金額とすることが相当である。」としています。

このように、Aさんは、自身に余力がある場合に、出来る範囲で兄に金銭的な援助をすればよい、ということになります。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業  
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。  
趣味は読書、旅行。